

消費生活協力団体のご紹介

～消費者の皆さんの安全を確保するための活動を行います～

県では、地域において消費者被害等を防止するための見守り活動等に協力していただく、消費生活協力団体を委嘱しています。

委嘱団体

- 山梨中央銀行
- 甲府信用金庫
- 山梨信用金庫
- 都留信用組合
- 山梨県民信用組合
- 山梨県生活協同組合連合会
- 生活協同組合パルシステム山梨
- 生活協同組合ユーコープ
- 生活クラブ生活協同組合
- 山梨大学生活協同組合
- 山梨県労働者共済生活協同組合

活動内容

- ◎消費者の安全確保に関する情報の住民への周知
- ◎消費者の安全確保のための消費者教育、啓発活動等の実施
- ◎高齢者等に対する消費者被害防止等に関する見守り活動 等

各店舗の窓口や訪問活動などにより、消費者被害防止のための声かけや、消費生活相談窓口の紹介をします。

5月は「消費者月間」です!

5月は消費者月間です。

今年のテーマ 「“消費”で築く新しい日常」

コロナ禍において、買い占めや買いだめ、誤った情報の拡散や消費者の不安に付け込んだ悪質商法などの新たな消費者被害が発生しています。このような状況を踏まえ、社会情勢の変化に適切に対応することが大切です。この機会に、「新しい日常」におけるより良い消費行動について考えてみましょう。

消費者月間パネル展示を開催します!!

～消費者トラブルに関する様々な情報のパネルや資料の展示を行います。～

期間 5月1日(土)～5月31日(月) **時間** 9:00～15:00(平日)

場所 山梨中央銀行本店ロビー
〒400-8601 山梨県甲府市丸の内1丁目20-8

編集発行: 山梨県県民生活部県民安全協働課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588

県庁本館2階
甲府市飯田1-1-20 055(223)1571
(JA会館5階)

令和3年 春号



令和3年
春号
No.140

暮らしに
役立つ!!

かいび号

「お試し」のつもりが定期購入に!

「お試し500円」、「初回のみ無料」などと通常より低価格で購入できると広告しながら、実は定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売のトラブルが増加しています。

1回だけ安く買おうと思っても定期購入となっていて、注文時に想定していた以上の金額を払うこととなります。

契約内容や解約・返品の内容などが表示されていなかったり、文字が小さく認識しにくい場合が多く見られます。また、事業者へ電話をかけてもつながらず解約できない場合もあります。

SNSやWEBサイトの広告などで
あ、安い♪
お試しだけなら...

やった～届いた!
お得かも

ええっ、また届いた!
しかも高い!!
解約したい～

請求書
通常価格
5,000円

2週間後...
宅急便です!

消費者の皆様に アドバイス



- 通信販売では、クーリング・オフ制度がありません。商品を購入する際には定期購入が条件となっていないか、支払う総額はいくらかはもちろんのこと、解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件などもしっかり確認しましょう。
- 販売サイト画面を印刷するなど、契約内容を記録しておくだけでなく、事業者へ連絡した記録も取っておきましょう。
- トラブルになった場合や少しでも不安に思ったら、県民生活センターや最寄りの消費生活センターにご相談ください。

県民生活センター 消費生活相談 ☎055-235-8455
[地方相談室 ☎0554-45-5038]
消費者ホットライン ☎188(いやや) お近くの消費相談窓口へつながります

やまなし食育推進計画(第4次)が 新しくなりました

山梨県では、「食」を通じて、県民の皆さんが豊かさと幸せを実感できる山梨を実現するため、今後5年間の指針となる「第4次やまなし食育推進計画」を策定しました。

食育は、県民の皆さん一人ひとりが、自ら実践することが大切です。県や市町村、山梨県食育推進協議会、教育関係者、生産者や事業者等が連携し、皆さんの食育の取り組みを応援します。

食育とは?

「生きる」=「食べる」こと! 食育は、生きる上での基本であり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

基本方針1

健全な食生活を促進するための食育を推進します

家庭や学校、保育所、地域が連携し、小さい頃からの基本的な生活習慣の形成や食に関する指導、主食・主菜・副菜が揃った食事の実践等に取り組みます。

基本方針2

食による地域の魅力を発信します

地産地消の推進や郷土食等「やまなしの食」のデータベース化による継承、「やまなしブランド」や豊かな食材を活用した食の発信に取り組みます。



やまなし食育推進マスコット
ふじぺろりん

基本方針3

食品ロス削減に向けた取り組みを促進します NEW

消費者や事業者への意識啓発や研修会の実施、事業者の取り組み支援、未利用食品等の有効活動に向けた取り組み等に取り組みます。

日本の食品ロスは、国民1人あたり毎日お茶碗1杯分を捨てているといわれています。食べ物を無駄にしない意識を高め、取組を促すため、新しく追加しています。

基本方針4

食に関する情報を提供します

やまなし食の安全・安心ポータルサイトによる情報発信や食品ロス削減に関するHPの設置に取り組みます。



やまなし食品ロス削減推進マスコット
かんしよくま



「やまなし食育推進計画」は、山梨県県民安全協働課HPへ掲載してあります。
<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/dai4ji-suishinkeikaku.html>

玄米・精米の食品表示制度が 変更になりました。

従来、農産物検査証明を受けていない場合、品種や産年を表示できませんでしたが、食品表示基準の改正により、令和3年7月1日から産地、品種及び産年の表示が可能になりました。

従来の表示方法

① 農産物検査証明を受けた米

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ひかり 〇〇年産		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇.〇〇.〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

② 農産物検査証明を受けていない米

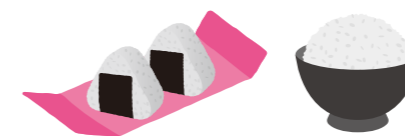
名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	複数原料米 国内産 10割		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇.〇〇.〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

新たな表示方法

① 農産物検査証明を受けた米

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ひかり 〇〇年産 農産物検査証明による		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇.〇〇.〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

「農産物検査証明による確認」等と記載することができます。



② 農産物検査証明を受けていない米

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県 〇〇ひかり 〇〇年産 種子の購入記録及び生産記録による確認		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇.〇〇.〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇〇 電話番号〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

産地、品種及び産年の根拠資料を保管している場合、単一原料米として、産地、品種及び産年を記載することができます。

※「種子の購入記録及び生産記録による確認」等と明記することが望ましい。

農産物検査証明を受けていない米の産地、品種及び産年を表示する場合、
根拠資料を3年間保管する必要があります。

※制度に関する詳しい情報は「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」参照。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shoku-portal/shokuhinhyoji/kankekikan.html>

